

議案第10号

逗子市手数料条例の一部改正について

逗子市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市手数料条例の一部を改正する条例

逗子市手数料条例（平成12年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

種別	単位	金額	備考
1 一般諸証明	1件	300円	(1) 租税、公課その他諸収入金の証明については、その種類及び年度ごとに1件とする。 (2) 名義人ごとに土地は2筆、家屋は2棟、船は1隻、車は1台を1件とする。
2 公簿、公文書の謄本、抄本又は写し（戸籍の謄本、抄本の場合を除く。）	1件	300円	住民票、戸籍の附票の写し及び印鑑証明書は1通、印鑑登録

			証は1枚を1件とする。
3 図面の謄本又は抄本	1枚	300円	日本産業規格A列3番大までを1枚とする。
4 公簿、公文書、図面の閲覧及び照合(戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書類の閲覧を除く。)	1件	300円	公簿は1冊(単葉で整理されているものについては1葉とし、住民票については1世帯とする。)、公文書は1事件、図面は1枚各2時間を1件とする。
5 公簿、公文書、図面又はこれらに類するものを複写機により作成した市長の認証印のない写し	1枚	300円	日本産業規格A列3番大までを1枚とする。
6 土地の境界に関する承認又は証明	1筆	300円	
7 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条及び第42条第1項の規定に基づく住宅用家屋証明	1件	1,300円	
8 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍の証明	1通	450円	
9 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の	1件	400円	

<p>推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>			
<p>10 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍の証明</p>	1通	750円	
<p>11 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規</p>	1件	700円	

<p>定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>			
<p>12 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明</p>	<p>1件</p>	<p>350円</p>	<p>1証明事項を1件とする。</p>
<p>13 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明</p>	<p>1件</p>	<p>450円</p>	<p>1証明事項を1件とする。</p>
<p>14 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく書類に記載した</p>	<p>1通</p>	<p>350円</p>	

事項又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明(ただし、次項に掲げる場合を除く。)			
15 前項に規定する証明のうち、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理であって請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第66条第2項で定める様式による上質紙を用いるもの	1通	1,400円	
16 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1件	350円	書類又は届書等情報の内容を表示したものを1件とする。
17 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく臨時運行許可	1両	750円	
18 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭	3,000円	
19 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	1枚	550円	
20 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	1枚	1,600円	
21 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	1枚	340円	

22	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく優良宅地造成認定	1件	86,000円		
23	租税特別措置法の規定に基づく優良住宅新築認定	(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	1件	6,200円	
		(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	1件	8,600円	
		(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1件	13,000円	
		(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件	35,000円	
		(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき	1件	43,000円	
24	租税特別措置法の規定に基づく良質住宅新築認定	(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	1件	6,200円	
		(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	1件	8,600円	
		(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え	1件	13,000円	

	2,000平方メートル以下のとき			
	(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件	35,000円	
	(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき	1件	43,000円	
25	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく登録票の交付若しくは更新又は再交付	1羽（1頭）につき	3,400円	
26	神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）第2条第1項の規定に基づく屋外広告物の許可	(1) 貼り紙 50枚	500円	枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。
		(2) 貼り札 1枚	300円	
		(3) 建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの ア 照明装置のないもの 1張	1,500円	広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額とする。

	イ 照明装置 のあるもの	1 張	2,400円	広告等の表示面積が 5平方メートルを超 えるときは、2,400 円にその超える5平 方メートル又はその 端数ごとに2,400円 を加算した額とす る。
(4) 電柱又は街灯柱を利用す るもの		1 枚	300円	
(5) 電車、自動車等の外面を利 用するもの		1 台	800円	
(6) 広告塔、広 告板、アーケ ードに設置 するもの及 び案内板	ア 照明装置 のないもの	1 基	1,500円	広告等の表示面積が 5平方メートルを超 えるときは、1,500 円にその超える5平 方メートル又はその 端数ごとに1,500円 を加算した額とす る。
	イ 照明装置 のあるもの	1 基	2,400円	広告等の表示面積が 5平方メートルを超 えるときは、2,400 円にその超える5平 方メートル又はその 端数ごとに2,400円 を加算した額とす る。
(7) アーチ	ア 照明装置	1 基	6,000円	

		のないもの				
		イ 照明装置	1基	9,000円		
		のあるもの				
(8) アドバルーン	ア	照明装置	1個	1,000円		
		のないもの				
	イ	照明装置	1個	1,500円		
		のあるもの				
(9) 立看板			1基	300円		
(10) のぼり旗			1本	300円		
(11) 広告幕	ア	表示面が固定されていないもの	1張	300円		
	イ	表示面が固定されているもの	(7) 照明装置のないもの	1張	1,500円	広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額とする。
			(4) 照明装置のあるもの	1張	2,400円	広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額とする。
(12) 標識柱を利用するもの			1枚	300円		

別表第2の2の部(2)の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」

を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年3月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第82号）の施行に伴い、戸籍謄本等の広域交付等の事務及び手数料を定め、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査手数料を改定するに当たり、改正の要あるため提案する。